

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書（2）

2025年2月25日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 3 1	情報公開法の制度運営に関する検討会報告	写し 2005（平成17）年3月29日	情報公開法の制度運営に関する検討会	<p>情報公開法制定時の附則2項等に基づき、情報公開法の制度運営に関する検討会が設置され、同検討会において情報公開法の制度運営の改善措置等が検討されたこと</p> <p>同検討会が作成した報告書は、不開示決定に際しての理由付記に関する改善措置として、「特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある」と指摘していること（27頁）</p>
甲 3 2	行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について	写し 2005（平成17）年4月28日	総務省行政管理局長	<p>左記文書は、情報公開法の制度運営に関する検討会が報告（甲 31）を公表したことを受け、政府としては、今後、同報告に基づいて必要な措置を講じていくが、以下の事項については各行政機関等において、職員にその趣旨の徹底を図り、適正な運用を図られたいとして、その5項(2頁)</p> <p>（不開示決定に際しての理由付記）で、「文書の不存在を理由とする不開示決定」について、「請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在</p>

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
					<p>していないことの要因についても付記することを徹底すること」を求めていること</p> <p>左記文書では、物理的不存在の2類型を記載したうえで「など」と記載しているが、この通知は甲31の検討会報告を受けたものであり、「など」は、検討会報告の明示する解釈上不存在の場合（請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど）を指していること</p>

以 上